

## 入札説明書

この入札説明書は、独立行政法人国立青少年教育振興機構会計規程及び契約事務取扱規則（以下「取扱規則等」という。）を遵守し、本件契約に係る入札公告（入札公示及び指名通知）（以下「入札公告等」という。）の他、政府調達に関する協定（昭和55年条約第14号）、文部科学省が定めた文部科学省発注工事請負等契約規則（昭和28年文部省訓令。以下「文部科学省契約規則」という）を準用し、独立行政法人国立青少年教育振興機構（以下「機構」という。）が行う契約に関し、一般競争に参加しようとする競争加入者又はその代理人（以下「競争加入者等」）が熟知しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

### I 入札及び契約に関する事項

#### 1 契約責任者等

- (1) 契約責任者 独立行政法人国立青少年教育振興機構  
理 事 小 熊 浩
- (2) 郵便番号 151-0052
- (3) 所在地 東京都渋谷区代々木神園町3番1号

#### 2 競争入札事項

- (1) 契約件名 国立能登青少年交流の家他1ヶ所で使用する電気
- ①国立能登青少年交流の家  
予定契約電力 230kW  
予定使用電力量 1,877,742kWh
- ②国立立山青少年自然の家  
予定契約電力 125kW  
予定使用電力量 1,487,808kWh
- (2) 契約内容等 別冊1仕様書による。
- (3) 契約期間 平成31年4月1日0時から平成34年3月31日24時
- (4) 入札方法

落札者の決定は、最低価格落札方式をもって行うので、

- ① 競争加入者等は、請負代金の前金払の有無、前金払の割合又は金額、部分払の有無又はその支払回数等の契約条件を別冊2契約書（案）に基づき、十分考慮して入札金額を見積るものとする。
- ② 入札金額は、予定契約電力に対する単価（基本料金単価）及び予定使用電力量に対する単価（電気料金単価）を根拠（小数点以下を含むことができる。）とし、当該需要場所の仕様書で提示する予定契約電力及び予定使用電力量に基づく契約期間中における総価を算出し、当該需要場所全ての総価を総和した額をもって入札金額とすること。
- ③ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、競争加入者等は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を記載した入札書を提出しなければならない。
- ④ 契約は、落札者の提示した入札単価をもって単価契約とする。

※ 入札書の金額の算定に当たっては、力率割引又は割増、発電費用等に係る燃料価格変動の調整額及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこととする。

(5) 入札保証金及び契約保証金 免除

### 3 競争参加資格

(1) 独立行政法人国立青少年教育振興機構契約事務取扱規則（以下「取扱規則」という。）第3条及び第4条に規定される次の事項に該当する者は、競争に参加する資格を有さない。

① 被保佐人、被補助人及び未成年者で必要な同意を得ている場合を除くほか、当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

② 以下の各号のいずれかに該当し、かつ、その事実があった後2年を経過していない者（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様。）

(ア) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者

(イ) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(ウ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

(エ) 契約の履行に当たり故意又は重大な過失により、工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

(オ) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

(カ) 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人、その他の使用人として使用した者

(2) 国の競争参加資格（全省庁統一資格）において、開札時まで平成30年度に「物品の販売」の「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされている者であること。

なお、競争参加資格を有しない競争加入者は、速やかに資格審査申請を行う必要がある。

(3) 電気事業法第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。

(4) 入札公告等において日本工業規格を指定した場合にあっては、当該規格の製品を納入できることを証明した者であること。

(5) 入札公告等において特定銘柄製品名又はこれと同等のものと特定した場合にあっては、これらの製品を納入できることを証明した者であること。

(6) 当機構から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

(7) 二酸化炭素排出原単位、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入、グリーン電力証書の譲渡及び需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組に関し、別紙6に掲げる入札適合条件を満たすこと。なお、入札適合条件を満たしているかに関し、別紙6に掲げる書類を、4（3）入札書等の提出期限の日時までに、4（1）の場所へ持参又は郵送により提出しなければならない。提出された書類は独立行政法人国立青少年教育振興機構において審査するものとし、適合していると判断された者のみ参加できるものとする。また、審査結果については別紙8「参加資格認定通知書」をもって通知するものとする。

(8) 競争加入者等は、上記事項のうち入札公告等に公告又は公示された事項につき、書面によりこれを証明のうえ、入札書と同時に提出するものとする。

### 4 入札書の提出場所等

(1) 入札書等の提出場所、契約条項を示す場所並びに問い合わせ先

〒151-0052 東京都渋谷区代々木神園町3番1号  
独立行政法人国立青少年教育振興機構  
管理部財務課調達管理室事業支援第二係  
TEL 03-6407-7664  
FAX 03-6407-7649  
E-mail honbu-jigyousien2@niye.go.jp

(2) 入札説明会の日時及び場所

実施しない。

(3) 入札書等の提出期限

平成30年12月10日(月) 12:00(必着)

(4) 入札書の提出方法

- ① 競争加入者等は、別冊の仕様書、契約書(案)を熟覧の上、入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等に疑義がある場合は、上記4の(1)に掲げる者に説明を求めることができる。ただし、入札後は、仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- ② 競争加入者等は、次に掲げる事項を記載した別紙2の入札書から競争加入者等の立場により様式A1からA3のいずれかを作成した入札書を持参又は郵便(書留郵便に限る。)により提出しなければならないものとする。
  - (ア) 入札件名
  - (イ) 入札金額
  - (ウ) 競争加入者本人の住所、氏名(法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名)及び押印(外国人の署名を含む。以下同じ。)
  - (エ) 代理人が入札する場合は、競争加入者本人の住所及び氏名(法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名)、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印
- ③ 入札書を持参する場合は、封筒に入れ封印し、かつ、その封皮に氏名(法人の場合はその名称又は商号)及び「平成30年12月26日開札[国立能登青少年交流の家他1ヶ所で使用する電気]の入札書在中」と朱書きし、郵便により提出する場合は、二重封筒とし、入札書の中封筒に入れ封印の上、中封筒の封皮には持参する場合と同様に氏名等を朱書きし、外封筒の封皮には「平成30年12月26日開札[国立能登青少年交流の家他1ヶ所で使用する電気]の入札書在中」と朱書きしなければならない。
- ④ テレックス、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。
- ⑤ 競争加入者等は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。
- ⑥ 競争加入者等は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

(5) 入札の無効

入札書で次の各号の一に該当するものは、これを無効とする。

- ① 入札公告及び入札説明書に示した競争参加資格のない者が提出したもの
- ② 入札件名及び入札金額のないもの
- ③ 競争加入者本人の住所、氏名(法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名)及び押印のないもの又は判然としないもの
- ④ 代理人が入札する場合は、競争加入者本人の氏名(法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名)、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印のない又は判然としないもの(記載のない又は判然としない事項が、競争加入者

本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）又は代理人であることの表示である場合には、正当な代理であることが代理委任状その他で確認されたものを除く。）

- ⑤ 入札件名に重大な誤りのあるもの
- ⑥ 入札金額の記載が不明確なもの
- ⑦ 入札金額の記載を訂正したものでその訂正についての印の押していないもの
- ⑧ 入札公告及び入札説明書において示した入札書の受領期限までに到達しなかったもの
- ⑨ 入札公告及び入札説明書に示した競争加入者等に要求される事項を履行しなかった者の提出したもの
- ⑩ 独占禁止法に違反し、価格又はその他の点に関し、公正な競争を不法に阻害したと認められる者の提出したもの（この場合にあつては、当該入札書を提出した者の名前を公表するものとする。）
- ⑪ その他入札に関する条件に違反した入札書

#### (6) 入札の延期等

競争加入者等が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合であつて、競争入札を公正に執行することができない状況にあると認められるときは、当該入札を延期し、又は、これを廃止することがある。

#### (7) 代理人による入札

- ① 代理人が入札する場合は、入札時まで代理委任状を提出しなければならない。
- ② 競争加入者等は、本件に係る入札について他の競争加入者の代理人を兼ねることができない。

#### (8) 開札の日時及び場所

平成30年12月26日（水）10：00～

石川県羽咋市柴垣町14-5-6

国立能登青少年交流の家 管理研修棟1階会議室

#### (9) 開札

- ① 開札は、競争加入者等を立ち合わせて行う。ただし、競争加入者等が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。
- ② 開札場には、競争加入者等並びに入札事務に関係のある職員（以下「入札関係職員」という。）及び上記①の立会職員以外の者は入場することはできない。
- ③ 競争加入者等は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。
- ④ 競争加入者等は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ、身分証明書を提示しなければならない。この場合、代理人が上記4の（7）の①に該当する代理人以外の者である場合にあつては、代理委任状を提出しなければならない。
- ⑤ 競争加入者等は、特にやむを得ない事情があると認められる場合のほか、開札場を退場することはできない。
- ⑥ 開札場において、次の各号の一に該当する者は当該開札場から退去させる。
  - (ア) 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者
  - (イ) 公正な価格を害し又は不正の利益を得るために連合をした者
- ⑦ 開札をした場合において、競争加入者等の入札のうち、予定価格の制限の範囲内に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。
- ⑧ 競争加入者等は、開札に立ち会えなかった場合、開札不参加届（別紙9）を開札日時までに提出するものとする。

## 5 落札者の決定方法 最低価格落札方式とする。

- (1) 前記4の(4)に従い書類・資料を添付して入札書を提出した競争加入者等であつて、前記3の競争参加資格及び入札説明書において明らかにした要求要件をすべて満たし、当該競争加入者等の入札価格が予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った競争加入者等を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によって、その者より当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とするところがある。
- (2) 落札者となるべき者が2人以上あるときには、直ちに当該競争加入者等にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。また、競争加入者等のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員がこれに代わつてくじを引き落札者を決定するものとする。
- (3) 落札者が、指定の期日までに契約書の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消すものとする。

## 6 その他

- (1) 契約手続に使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 競争加入者等に要求される事項
  - ① この一般競争に参加を希望する者は、封印した入札書及び別封の履行できることを証明する書類を、前記3の競争参加資格を有することを証明する書類（以下「競争参加資格の確認のための書類」という。）とともに、前記4の(3)の入札書の受領期限までに提出しなければならない。
  - ② 競争加入者等は、開札日の前日までの間において、履行できることを証明する書類及び競争参加資格の確認のための書類その他入札公告及び入札説明書において求められた条件に関し、説明を求められた場合には、競争加入者等の負担において完全な説明をしなければならない。
  - ③ 競争加入者等又は契約の相手方が本件入札に関して要した費用については、すべて当該競争加入者等又は契約の相手方が負担するものとする。
- (3) 競争参加資格の確認のための書類及び履行できることを証明できる書類
  - ① 競争参加資格の確認のための書類及び履行できることを証明できる書類は別紙1により作成する。
  - ② 資料等の作成に要する費用は、競争加入者等の負担とする。
  - ③ 提出された書類を競争参加資格の確認並びに履行できるかどうかの判断以外に競争加入者等に無断で使用することはない。
  - ④ 一旦受領した書類は返却しない。
  - ⑤ 一旦受領した書類の差し替え及び再提出は認めない。
  - ⑥ 競争加入者等が自己に有利な評価を得ることを目的として虚偽又は不正の記載をしたと判断される場合には、評価の対象としない。
- (4) 契約書の作成
  - ① 競争入札を執行し、契約の相手方が決定したときは、契約の相手方として決定した日から7日以内（契約の相手方が遠隔地にある等特別の事情があるときは、指定の期日まで）に契約書の取り交わしをするものとする。
  - ② 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、契約担当者が契約書の案の送付を受けて、これに

記名押印するものとする。

- ③ 前記②の場合において、契約担当者が記名押印したときは、契約書の一通を契約の相手方に送付するものとする。
  - ④ 契約担当者が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。
- (5) 支払い条件 別冊2 契約書(案)のとおりとする。
- (6) 本件業務の検査等
- ① 落札者が入札書とともに提出した履行できることを証明する書類の内容は、仕様書等と同様にすべて検査等の対象とする。
  - ② 検査終了後、落札者が提出した履行できることを証明する書類について虚偽の記載があることが判明した場合には、落札者に対し損害賠償等を求める場合がある。

|     |                                    |
|-----|------------------------------------|
| 別紙1 | 競争参加資格の確認のための書類及び関係書類              |
| 別紙2 | 入札書(A1～A3)                         |
| 別紙3 | 委任状(B1～B3)                         |
| 別紙4 | 入札書及び委任状の作成・提出にあたっての留意点            |
| 別紙5 | 競争参加資格確認書類                         |
| 別紙6 | 適合証明書                              |
| 別紙7 | 二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件 |
| 別紙8 | 参加資格認定通知書                          |
| 別紙9 | 開札不参加届                             |
| 別冊1 | 仕様書                                |
| 別冊2 | 契約書(案)                             |

※ 競争加入者の立場により、別紙2の入札書A1からA3及び別紙3の委任状B1からB3を使用すること。

## 別紙1 競争参加資格の確認のための書類及び関係書類

### I 事前の提出書類

#### 1 競争参加資格の確認のための書類

(1) 平成30年度国の競争参加資格(全省庁統一資格)の認定通知書の写し … 1部

#### 2 履行できることを証明する書類

(各提出書類には社名、代表者名、社印及び代表者印を押印)

(1) 供給保証書 … 1部

(2) 納入実績書 … 1部

(官公庁関係に対する同等規格品の契約実績の写し)

①契約書

②仕様書

※契約実績がない場合は、提出不要とするが可能な範囲での提示を求める。

また、契約実績一覧表(件名、相手方、契約日、契約金額等記載可能な事項)での提示を可能とする。

3 入札書(別紙2様式) … 1部

※仕様書記載内容が満たされ、契約期間分の各需要場所の総価を総和したものであること。また需要場所毎に積算した内訳(別紙2-2)を添付すること。

※定型封筒に封入のうえ密封し、封の上に入札者の印で割印する。

4 委任状(別紙3様式) … 1部

※見積書に記載する氏名が支店長等の場合は様式B2。入札参加者が代理人の場合は様式B1若しくは様式B2、復代理人の場合は様式B2及び様式B3。

5 参考見積書 … 1部

※仕様書記載内容が満たされ、契約期間分の各需要場所の総価が総和されたものであること。また需要場所毎に積算した内訳を添付すること。

6 競争参加資格確認書類(入札説明書3.(7)別紙5による。) … 1部

7 会社概要 … 1部

8 開札不参加届(別紙9:開札不参加の場合) … 1部

### < I の提出方法 >

1 提出期限 平成30年12月10日(月)12時00分(必着)(8は開札日まで)

2 提出先 東京都渋谷区代々木神園町3番1号

独立行政法人国立青少年教育振興機構

管理部財務課調達管理室事業支援第二係

### II 開札時の提出書類(開札日時:平成30年12月26日(水)10:00~)

1 委任状(別紙3様式) … 1部

※見積書に記載する氏名が支店長等の場合は様式B2。入札参加者が代理人の場合は様式B1若しくは様式B2、復代理人の場合は様式B2及び様式B3

2 代理人(復代理人)の名刺 … 1部

※その他、再度入札に備え、委任状に使用した代理人(復代理人)の印鑑を持参すること。

### III 落札決定後の提出書類

1 落札内訳書(落札額(入札書記載額)に対応した算出内訳書) … 1部

2 委任状（契約書及び請求書類に記載する氏名が代表者と異なる場合）

… 1 部

<Ⅲの提出方法>

- 1 提出期限 落札決定後、速やかに。
- 2 提出先 東京都渋谷区代々木神園町3番1号  
独立行政法人国立青少年教育振興機構  
管理部財務課調達管理室事業支援第二係



別紙2

(競争加入者本人が入札する場合)

様式A1

## 入 札 書

件 名 国立能登青少年交流の家他 1ヶ所で使用する電気

入札金額 金 \_\_\_\_\_ 円也

**※入札金額は、別紙2-2の総計を記載すること。**

**※需要場所ごとに積算した内訳書(別紙2-2)を添付すること。**

独立行政法人国立青少年教育振興機構会計規程及び契約事務取扱規則を遵守し、文部科学省が定めた発注工事請負等契約規則を準用し、入札説明書を熟知し、仕様書に従って上記の業務を履行するものとして、入札に関する条件を承諾の上、上記の金額によって入札します。

平成 年 月 日

独立行政法人国立青少年教育振興機構  
契約責任者 理事 小熊 浩 殿

競争加入者

住 所  
会 社 名  
氏 名

印

別紙2

(競争加入者の代理人が入札する場合)

様式A2

## 入札書

件名 国立能登青少年交流の家他1ヶ所で使用する電気

入札金額 金 \_\_\_\_\_ 円也

※入札金額は、別紙2-2の総計を記載すること。

※需要場所ごとに積算した内訳書(別紙2-2)を添付すること。

独立行政法人国立青少年教育振興機構会計規程及び契約事務取扱規則を遵守し、文部科学省が定めた発注工事請負等契約規則を準用し、入札説明書を熟知し、仕様書に従って上記の業務を履行するものとして、入札に関する条件を承諾の上、上記の金額によって入札します。

平成 年 月 日

独立行政法人国立青少年教育振興機構  
契約責任者 理事 小熊 浩 殿

競争加入者

住 所  
会 社 名  
氏 名

代 理 人

住 所  
代理人氏名

印

別紙2

(競争加入者の復代理人が入札する場合)

様式A3

## 入 札 書

件 名 国立能登青少年交流の家他 1 ヶ所で使用する電気

入札金額 金 \_\_\_\_\_ 円也

※入札金額は、別紙2-2の総計を記載すること。

※需要場所ごとに積算した内訳書(別紙2-2)を添付すること。

独立行政法人国立青少年教育振興機構会計規程及び契約事務取扱規則を遵守し、文部科学省が定めた発注工事請負等契約規則を準用し、入札説明書を熟知し、仕様書に従って上記の業務を履行するものとして、入札に関する条件を承諾の上、上記の金額によって入札します。

平成 年 月 日

独立行政法人国立青少年教育振興機構  
契約責任者 理 事 小 熊 浩 殿

競争加入者

住 所  
会 社 名  
氏 名

復 代 理 人

住 所  
復代理人氏名

印

## 入札内訳書

国立能登青少年交流の家他1ヶ所で使用する電気

※別添の積算内訳1-1, 1-2を添付すること

| 施設名         | 金額 | 左記記載金額                  |
|-------------|----|-------------------------|
| 国立能登青少年交流の家 | 円  | 積算内訳1-1の<br>契約期間合計額(税抜) |
| 国立立山青少年自然の家 | 円  | 積算内訳1-2の<br>契約期間合計額(税抜) |
| 総計(=入札金額)   | 円  |                         |

国立能登青少年交流の家 積算内訳

※注1：各月の各料金及び割引額の計(税込)を入力(小数点以下切り捨て)

| 区分     | 電力料金     |           |       |            |           |       |            |           |       |            |           |       | 電化厨房割引額    |           |       | 料金計<br>(円)<br>※注1 |            |           |           |              |           |           |        |
|--------|----------|-----------|-------|------------|-----------|-------|------------|-----------|-------|------------|-----------|-------|------------|-----------|-------|-------------------|------------|-----------|-----------|--------------|-----------|-----------|--------|
|        | 基本料金     |           |       | ピーク時間      |           |       | 夏季昼間時間     |           |       | その他季節間時間   |           |       | 夜間時間       |           |       |                   | 蓄熱割引額      |           |           |              |           |           |        |
|        | 契約電力(kW) | 単価(円) ※税込 | 料金(円) | 使用電力量(kWh) | 単価(円) ※税込 | 料金(円) | 使用電力量(kWh) | 単価(円) ※税込 | 料金(円) | 使用電力量(kWh) | 単価(円) ※税込 | 料金(円) | 使用電力量(kWh) | 単価(円) ※税込 | 料金(円) |                   | 蓄熱電力量(kWh) | 単価(円) ※税込 | 料金(円) ※税込 | 電化厨房電力量(kWh) | 単価(円) ※税込 | 料金(円) ※税込 |        |
| H31.4  | 230      |           |       |            |           |       |            |           |       |            |           |       |            |           |       | 24,012            |            |           |           |              |           | 3,348     |        |
| H31.5  | 230      |           |       |            |           |       |            |           |       |            |           |       |            |           |       | 22,224            |            |           |           |              |           |           | 3,368  |
| H31.6  | 230      |           |       |            |           |       |            |           |       |            |           |       |            |           |       | 18,564            |            |           |           |              |           |           | 3,275  |
| H31.7  | 230      |           |       | 8,820      |           |       | 35,352     |           |       |            |           |       |            |           |       | 33,114            |            |           |           |              |           |           | 3,080  |
| H31.8  | 230      |           |       | 10,902     |           |       | 44,694     |           |       |            |           |       |            |           |       | 38,538            |            |           |           |              |           |           | 3,523  |
| H31.9  | 230      |           |       | 7,944      |           |       | 26,976     |           |       |            |           |       |            |           |       | 26,802            |            |           |           |              |           |           | 3,317  |
| H31.10 | 230      |           |       |            |           |       |            |           |       |            |           |       |            |           |       | 21,450            |            |           |           |              |           |           | 2,606  |
| H31.11 | 230      |           |       |            |           |       |            |           |       |            |           |       |            |           |       | 19,416            |            |           |           |              |           |           | 2,163  |
| H31.12 | 230      |           |       |            |           |       |            |           |       |            |           |       |            |           |       | 18,348            |            |           |           |              |           |           | 1,164  |
| H32.1  | 230      |           |       |            |           |       |            |           |       |            |           |       |            |           |       | 22,668            |            |           |           |              |           |           | 1,545  |
| H32.2  | 230      |           |       |            |           |       |            |           |       |            |           |       |            |           |       | 21,792            |            |           |           |              |           |           | 1,638  |
| H32.3  | 230      |           |       |            |           |       |            |           |       |            |           |       |            |           |       | 22,080            |            |           |           |              |           |           | 2,215  |
| H32.4  | 230      |           |       |            |           |       |            |           |       |            |           |       |            |           |       | 24,012            |            |           |           |              |           |           | 3,348  |
| H32.5  | 230      |           |       |            |           |       |            |           |       |            |           |       |            |           |       | 22,224            |            |           |           |              |           |           | 3,368  |
| H32.6  | 230      |           |       |            |           |       |            |           |       |            |           |       |            |           |       | 18,564            |            |           |           |              |           |           | 3,275  |
| H32.7  | 230      |           |       | 8,820      |           |       | 35,352     |           |       |            |           |       |            |           |       | 33,114            |            |           |           |              |           |           | 3,080  |
| H32.8  | 230      |           |       | 10,902     |           |       | 44,694     |           |       |            |           |       |            |           |       | 38,538            |            |           |           |              |           |           | 3,523  |
| H32.9  | 230      |           |       | 7,944      |           |       | 26,976     |           |       |            |           |       |            |           |       | 26,802            |            |           |           |              |           |           | 3,317  |
| H32.10 | 230      |           |       |            |           |       |            |           |       |            |           |       |            |           |       | 21,450            |            |           |           |              |           |           | 2,606  |
| H32.11 | 230      |           |       |            |           |       |            |           |       |            |           |       |            |           |       | 19,416            |            |           |           |              |           |           | 2,163  |
| H32.12 | 230      |           |       |            |           |       |            |           |       |            |           |       |            |           |       | 18,348            |            |           |           |              |           |           | 1,164  |
| H33.1  | 230      |           |       |            |           |       |            |           |       |            |           |       |            |           |       | 22,668            |            |           |           |              |           |           | 1,545  |
| H33.2  | 230      |           |       |            |           |       |            |           |       |            |           |       |            |           |       | 21,792            |            |           |           |              |           |           | 1,638  |
| H33.3  | 230      |           |       |            |           |       |            |           |       |            |           |       |            |           |       | 22,080            |            |           |           |              |           |           | 2,215  |
| H33.4  | 230      |           |       |            |           |       |            |           |       |            |           |       |            |           |       | 24,012            |            |           |           |              |           |           | 3,348  |
| H33.5  | 230      |           |       |            |           |       |            |           |       |            |           |       |            |           |       | 22,224            |            |           |           |              |           |           | 3,368  |
| H33.6  | 230      |           |       |            |           |       |            |           |       |            |           |       |            |           |       | 18,564            |            |           |           |              |           |           | 3,275  |
| H33.7  | 230      |           |       | 8,820      |           |       | 35,352     |           |       |            |           |       |            |           |       | 33,114            |            |           |           |              |           |           | 3,080  |
| H33.8  | 230      |           |       | 10,902     |           |       | 44,694     |           |       |            |           |       |            |           |       | 38,538            |            |           |           |              |           |           | 3,523  |
| H33.9  | 230      |           |       | 7,944      |           |       | 26,976     |           |       |            |           |       |            |           |       | 26,802            |            |           |           |              |           |           | 3,317  |
| H33.10 | 230      |           |       |            |           |       |            |           |       |            |           |       |            |           |       | 21,450            |            |           |           |              |           |           | 2,606  |
| H33.11 | 230      |           |       |            |           |       |            |           |       |            |           |       |            |           |       | 19,416            |            |           |           |              |           |           | 2,163  |
| H33.12 | 230      |           |       |            |           |       |            |           |       |            |           |       |            |           |       | 18,348            |            |           |           |              |           |           | 1,164  |
| H34.1  | 230      |           |       |            |           |       |            |           |       |            |           |       |            |           |       | 22,668            |            |           |           |              |           |           | 1,545  |
| H34.2  | 230      |           |       |            |           |       |            |           |       |            |           |       |            |           |       | 21,792            |            |           |           |              |           |           | 1,638  |
| H34.3  | 230      |           |       |            |           |       |            |           |       |            |           |       |            |           |       | 22,080            |            |           |           |              |           |           | 2,215  |
| 計      |          |           |       | 82,998     |           |       | 321,066    |           |       |            |           |       |            |           |       | 867,024           |            |           |           |              |           |           | 93,726 |

※注2：契約期間合計額(税込)に108分の100を乗じた額を入力(小数点以下切り捨て)  
 契約期間合計額(税込) 93,726  
 ※注2

国立山青少年自然の家 積算内訳

※注1：各月の各料金及び割引額の計(税込)を入力(小数点以下切り捨て)

| 区分     | 電力料金     |          |       |            |          |       |            |          |       |            |          |       | 料金計<br>(円)<br>※注1 |            |          |        |  |
|--------|----------|----------|-------|------------|----------|-------|------------|----------|-------|------------|----------|-------|-------------------|------------|----------|--------|--|
|        | 基本料金     |          |       | ピーク時間      |          |       | 夏季昼間時間     |          |       | その他季節間時間   |          |       |                   | 夜間時間       |          |        |  |
|        | 契約電力(kW) | 単価(円)※税込 | 料金(円) | 使用電力量(kWh) | 単価(円)※税込 | 料金(円) | 使用電力量(kWh) | 単価(円)※税込 | 料金(円) | 使用電力量(kWh) | 単価(円)※税込 | 料金(円) |                   | 使用電力量(kWh) | 単価(円)※税込 | 料金(円)  |  |
| H31.4  | 125      |          |       |            |          |       | 19,884     |          |       |            |          |       | 16,410            |            |          | 1,627  |  |
| H31.5  | 125      |          |       |            |          |       | 19,962     |          |       |            |          |       | 19,614            |            |          | 2,235  |  |
| H31.6  | 125      |          |       |            |          |       | 25,608     |          |       |            |          |       | 16,056            |            |          | 2,390  |  |
| H31.7  | 125      |          |       | 5,214      |          |       | 18,960     |          |       |            |          |       | 18,810            |            |          | 1,916  |  |
| H31.8  | 125      |          |       | 6,330      |          |       | 22,524     |          |       |            |          |       | 20,796            |            |          | 2,245  |  |
| H31.9  | 125      |          |       | 5,010      |          |       | 18,174     |          |       |            |          |       | 19,230            |            |          | 1,947  |  |
| H31.10 | 125      |          |       |            |          |       | 21,894     |          |       |            |          |       | 17,970            |            |          | 1,411  |  |
| H31.11 | 125      |          |       |            |          |       | 18,900     |          |       |            |          |       | 16,704            |            |          | 1,051  |  |
| H31.12 | 125      |          |       |            |          |       | 16,236     |          |       |            |          |       | 16,032            |            |          | 505    |  |
| H32.1  | 125      |          |       |            |          |       | 24,624     |          |       |            |          |       | 23,046            |            |          | 1,360  |  |
| H32.2  | 125      |          |       |            |          |       | 25,512     |          |       |            |          |       | 22,884            |            |          | 1,277  |  |
| H32.3  | 125      |          |       |            |          |       | 21,708     |          |       |            |          |       | 17,844            |            |          | 1,082  |  |
| H32.4  | 125      |          |       |            |          |       | 19,884     |          |       |            |          |       | 16,410            |            |          | 1,627  |  |
| H32.5  | 125      |          |       |            |          |       | 19,962     |          |       |            |          |       | 19,614            |            |          | 2,235  |  |
| H32.6  | 125      |          |       |            |          |       | 25,608     |          |       |            |          |       | 16,056            |            |          | 2,390  |  |
| H32.7  | 125      |          |       | 5,214      |          |       | 18,960     |          |       |            |          |       | 18,810            |            |          | 1,916  |  |
| H32.8  | 125      |          |       | 6,330      |          |       | 22,524     |          |       |            |          |       | 20,796            |            |          | 2,245  |  |
| H32.9  | 125      |          |       | 5,010      |          |       | 18,174     |          |       |            |          |       | 19,230            |            |          | 1,947  |  |
| H32.10 | 125      |          |       |            |          |       | 21,894     |          |       |            |          |       | 17,970            |            |          | 1,411  |  |
| H32.11 | 125      |          |       |            |          |       | 18,900     |          |       |            |          |       | 16,704            |            |          | 1,051  |  |
| H32.12 | 125      |          |       |            |          |       | 16,236     |          |       |            |          |       | 16,032            |            |          | 505    |  |
| H33.1  | 125      |          |       |            |          |       | 24,624     |          |       |            |          |       | 23,046            |            |          | 1,360  |  |
| H33.2  | 125      |          |       |            |          |       | 25,512     |          |       |            |          |       | 22,884            |            |          | 1,277  |  |
| H33.3  | 125      |          |       |            |          |       | 21,708     |          |       |            |          |       | 17,844            |            |          | 1,082  |  |
| H33.4  | 125      |          |       |            |          |       | 19,884     |          |       |            |          |       | 16,410            |            |          | 1,627  |  |
| H33.5  | 125      |          |       |            |          |       | 19,962     |          |       |            |          |       | 19,614            |            |          | 2,235  |  |
| H33.6  | 125      |          |       |            |          |       | 25,608     |          |       |            |          |       | 16,056            |            |          | 2,390  |  |
| H33.7  | 125      |          |       | 5,214      |          |       | 18,960     |          |       |            |          |       | 18,810            |            |          | 1,916  |  |
| H33.8  | 125      |          |       | 6,330      |          |       | 22,524     |          |       |            |          |       | 20,796            |            |          | 2,245  |  |
| H33.9  | 125      |          |       | 5,010      |          |       | 18,174     |          |       |            |          |       | 19,230            |            |          | 1,947  |  |
| H33.10 | 125      |          |       |            |          |       | 21,894     |          |       |            |          |       | 17,970            |            |          | 1,411  |  |
| H33.11 | 125      |          |       |            |          |       | 18,900     |          |       |            |          |       | 16,704            |            |          | 1,051  |  |
| H33.12 | 125      |          |       |            |          |       | 16,236     |          |       |            |          |       | 16,032            |            |          | 505    |  |
| H34.1  | 125      |          |       |            |          |       | 24,624     |          |       |            |          |       | 23,046            |            |          | 1,360  |  |
| H34.2  | 125      |          |       |            |          |       | 25,512     |          |       |            |          |       | 22,884            |            |          | 1,277  |  |
| H34.3  | 125      |          |       |            |          |       | 21,708     |          |       |            |          |       | 17,844            |            |          | 1,082  |  |
| 計      |          |          |       | 49,662     |          |       | 178,974    |          |       |            |          |       | 676,188           |            |          | 57,138 |  |

契約期間合計額(税込) ※注2

※注2：契約期間合計額(税込)に108分の100を乗じた額を入力(小数点以下切り捨て)

別紙3

(代理委任状の参考例1:社員等が入札の都度、競争加入者の代理人となる場合)

様式B1

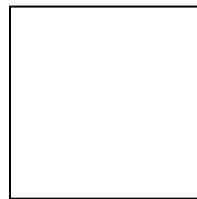
## 委 任 状

私は、(代理人氏名) を代理人と定め、下記の権限を委任します。

### 記

平成30年10月19日公告分の独立行政法人国立青少年教育振興機構において行なわれる「国立能登青少年交流の家他1ヶ所で使用する電気」の一般競争入札に関する件

受任者(代理人)使用印鑑



平成 年 月 日

独立行政法人国立青少年教育振興機構  
契約責任者 理 事 小 熊 浩 殿

委 任 者

住 所  
会 社 名  
代表者氏名

印

(注)これは参考例(様式及び記載内容)であり、必要に応じ適宜追加・修正等(委任者が任意の様式で作成するものを含む。)があっても差し支えないこと。

別紙3

(代理委任状の参考例2:支店長等が一定期間、競争加入者の代理人となる場合)

様式B2

委 任 状

私は、下記の者を代理人と定め、独立行政法人国立青少年教育振興機構との間における下記の一切の権限を委任します。

記

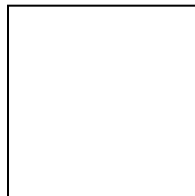
受任者(代理人) 住 所  
                  会社名  
                  氏 名

委任事項

- 1. 入札及び見積に関する件
- 2. 契約締結に関する件
- 3. 入札保証金及び契約保証金の納付及び還付に関する件
- 4. 契約代金の請求及び受領に関する件
- 5. 復代理人の選任に関する件
- 6. .....

委任期間：平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

受任者(代理人)使用印鑑



平成 年 月 日

独立行政法人国立青少年教育振興機構  
契約責任者 理 事 小熊 浩 殿

委 任 者

住 所  
会 社 名  
代表者氏名

印

(注)これは参考例(様式及び記載内容)であり、必要に応じ適宜追加・修正等(委任者が任意の様式で作成するものを含む。)があっても差し支えないこと。



別紙3

(代理委任状の参考例3:支店長等の社員等が入札の都度、競争加入者の復代理人となる場合)

様式B3

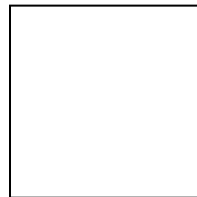
## 委 任 状

私は、(復代理人氏名) を(競争加入者)の代理人と定め、下記の一切の権限を委任します。

### 記

平成30年10月19日公告分の独立行政法人国立青少年教育振興機構において行なわれる「国立能登青少年交流の家他1ヶ所で使用する電気」の一般競争入札に関する件

受任者(競争加入者の復代理人)使用印鑑



平成 年 月 日

独立行政法人国立青少年教育振興機構  
契約責任者 理事 小熊 浩 殿

委 任 者(競争加入者の代理人)

住 所  
会 社 名  
代理人氏名

印

(注)これは参考例(様式及び記載内容)であり、必要に応じ適宜追加・修正等(委任者が任意の様式で作成するものを含む。)があっても差し支えないこと。

## 別紙4 入札書及び委任状の作成・提出にあたっての留意点

### 1 入札書の作成

- (1) 入札書の作成にあたり、競争加入者本人が作成する場合は、様式A 1 で作成してください。
- (2) 競争加入者本人以外が作成する場合は、様式A 2 若しくはA 3 で作成してください。
  - ① 様式A 2 は、競争加入者の社員など直接代理人になることが出来る者の時に使用してください。
  - ② 様式A 3 は、競争加入者から直接代理人になれず、復代理人が作成する時に使用してください。
- (3) 入札書の日付については、入札書等の受領期限日以前の日付（作成日もしくは提出日等）を記入してください。

### 2 委任状の作成・提出

- (1) 入札書の作成及び開札に競争加入者本人が作成及び参加する場合は、不要になります。
- (2) 競争加入者本人以外が入札書を作成する場合は、別紙3の委任状のなか入札書の作成及び開札への参加状況により様式B 1 からB 3の中から必要な委任状を作成してください。
  - ① 様式B 1 は、競争加入者の社員など直接代理人になる場合に使用してください。  
なお、この場合の入札書は、様式A 2 となります。
  - ② 様式B 2 は、競争加入者から直接代理人になれず、復代理人をたてる必要がある場合は、支店長等を一定期間、競争加入者の代理人となる必要があるため使用してください。
  - ③ 様式B 3 は、直接代理人になれず、復代理人をたてる（様式B 2 を作成）必要がある場合は、支店長等を一定期間、競争加入者の代理人となっている者から、本案件の代理人となる必要があった時に使用してください。
- (3) 様式B 2 の委任期間において、委任期間開始日は委任状発行日同日となるよう、また、提出書類の日付が委任期間外とならないようご注意ください。

平成 年 月 日

独立行政法人国立青少年教育振興機構 御中

住 所  
会 社 名  
代表者氏名

印

「国立能登青少年交流の家他1ヶ所で使用する電気」に係る  
入札に関する競争参加資格確認書類の提出について

標記の件について、次のとおり提出します。

なお、書類の提出に当たり、暴力団排除に関する誓約事項に誓約します。

- ① 電気事業法第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けていることを証明する書類の写し
- ② 別紙6に掲げる適合証明書（条件を満たすことを証明する書類を添付すること）

|   |
|---|
| (担当者)<br>所属部署：<br>氏 名：<br>TEL/FAX：<br>E-mail： |
|---|



## 二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件

## 1. 条件

(1) 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報を開示（※1）しており、かつ、①平成 28 年度 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数、②平成 28 年度の未利用エネルギー活用状況、③平成 28 年度の再生可能エネルギーの導入状況、④グリーン電力証書の調達者への譲渡予定量（予定使用電力量の割合）、⑤需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組の 5 項目に係る数値を以下の表に当てはめた場合の評点の合計が 70 点以上であること。

| 要素  | 区分                | 得点  |
|---|-------------------|-----|
| ①平成 28 年度 1 kWh 当たりの二酸化炭素排出係数（単位：kg-CO <sub>2</sub> /kWh） | 0.000 以上 0.500 未満 | 7 0 |
|   | 0.500 以上 0.525 未満 | 6 5 |
|   | 0.525 以上 0.550 未満 | 6 0 |
|   | 0.550 以上 0.575 未満 | 5 5 |
|   | 0.575 以上 0.600 未満 | 5 0 |
|   | 0.600 以上 0.625 未満 | 4 5 |
|   | 0.625 以上 0.650 未満 | 4 0 |
|   | 0.650 以上 0.675 未満 | 3 5 |
|   | 0.675 以上 0.700 未満 | 3 0 |
|   | 0.700 以上 0.725 未満 | 2 5 |
|   | 0.725 以上          | 2 0 |
| ②平成 28 年度の未利用エネルギー活用状況                                    | 0.675%以上          | 1 0 |
|   | 0%超 0.675%未満      | 5   |
|   | 活用していない           | 0   |
| ③平成 28 年度の再生可能エネルギー導入状況                                   | 5.00%以上           | 2 0 |
|   | 3.00%以上 5.00%未満   | 1 5 |
|   | 1.50%以上 3.00%未満   | 1 0 |
|   | 0%超 1.50%未満       | 5   |
|   | 活用していない           | 0   |
| ④グリーン電力証書（※2）の調達者への譲渡予定量（予定使用電力量の割合）                      | 5.0%              | 1 0 |
|   | 2.5%              | 5   |
|   | 活用しない             | 0   |
| ⑤需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組                                | 取り組んでいる           | 5   |
|   | 取り組んでいない          | 0   |

（注）各用語の定義は、表「各用語の定義」を参照。

※1 経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（平成 29 年 6 月改定）に示された電源

構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成を開示していない者は、参入日から1年間に限って開示予定時期（参入日から1年以内に限る）を明示することにより、適切に開示したものとみなす。

※2 一般財団法人日本エネルギー経済研究所グリーンエネルギー認証センターの認証に係るグリーン電力証書に限る。

(2) グリーン電力証書の譲渡予定量を示すことにより入札資格を得た者が落札した場合、落札後、契約までの間に、グリーン電力証書を国に譲渡することとする。譲渡とは、グリーン電力証書の発行を行った者が、現在のグリーン電力証書の保有者を管理するための帳簿等の名義を環境省〇〇〇〇長に変更することをいう。書類等がある場合、その書類等も譲渡することとする。

## 2. 添付書類等

- ・ 入札に当たっては、競争参加資格確認関係書類として、1（1）の条件を満たすことを示す書類及びその根拠を示す書類を添付すること。

## 3. 契約期間内における努力等

- (1) 契約事業者は、契約期間の1年間についても、1（1）の表による評点の合計が70点以上となるように電力を供給するよう努めるものとする。
- (2) 1（1）の基準を満たして電力供給を行っているかの確認のため、必要に応じ関係書類の提出及び説明を求めることがある。また、契約事業者は、契約期間満了後可能な限り速やかに、1（1）の基準を満たして電力供給を行ったか否か、報告するものとする。

(表) 別紙7の「各用語の定義」

| 用 語                                     | 定 義  |
|---|--|
| ①平成 28 年度<br>1kWh 当たり<br>の二酸化炭<br>素排出係数 | <p>「平成 28 年度 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数」は、次の数値とする。</p> <p>地球温暖化対策推進法に基づき、環境大臣及び経済産業大臣により公表されている平成 28 年度の調整後二酸化炭素排出係数。</p>  |
| ②平成 28 年度<br>の未利用エ<br>ネルギー活<br>用状況      | <p>未利用エネルギーの有効活用の観点から、平成 28 年度における未利用エネルギーの活用比率を使用する。算出方法は、以下のとおり。</p> <p>平成 28 年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端) (kWh) を平成 28 年度の供給電力量(需要端) (kWh) で除した数値<br/>(算定方式)</p> $\text{平成 28 年度の未利用エネルギーの活用状況 (\%)} = \frac{\text{平成 28 年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)}}{\text{平成 28 年度の供給電力量(需要端)}} \times 100$ <p>1. 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。</p> <p>①未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。</p> <p>②未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。</p> <p>2. 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー(他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。)をいう。</p> <p>①工場等の廃熱又は排圧</p> <p>②廃棄物の燃焼に伴い発生する熱(「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成 23 年法律第 108 号)(以下「FIT 法」という。)第二条第 4 項において定める再生可能エネルギーに該当するものを除く。)</p> <p>③高炉ガス又は副生ガス</p> |

|                                   |  |
|-----------------------------------|--|
|                                   | <p>3. 平成 28 年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p> <p>4. 平成 28 年度の供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p>   |
| <p>③平成 28 年度の再生エネルギーの導入状況</p>     | <p>再生可能エネルギーの導入状況は以下の算定式によるもの<br/>(算定方式)</p> $\text{平成 28 年度の再生可能エネルギーの導入状況 (\%)} = \frac{\text{①} + \text{②}}{\text{③}} \times 100$ <p>①平成 28 年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量 (送電端 (kWh))</p> <p>②平成 28 年度他者より購入した再生可能エネルギー電気の利用量 (送電端 (kWh)) (ただし、再生可能エネルギーの固定価格買取制度による買取電力量は除く)</p> <p>③平成 28 年度の供給電力量 (需要端 (kWh))</p> <p>1. 再生可能エネルギーとは、FIT 法第二条第 4 項に定められる再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力 (30,000kW 未満、ただし、揚水発電は含まない)、地熱、バイオマスを用いて発電された電気とする。(ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる再生可能エネルギー電気については含まない。)</p> <p>2. 平成 28 年度の再生可能エネルギー電気の利用量 (①+②) には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p> <p>3. 平成 28 年度の供給電力量 (③) には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p> |
| <p>⑤需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組</p> | <p>需要家に対する省エネルギー・節電に関する情報提供の取組について、需要家の省エネルギーの促進の観点から評価する。</p> <p>具体的な評価内容として、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電力デマンド監視による使用電力量の表示 (見える化)</li> <li>・需給逼迫時等における需要家の電力使用抑制に資するサービス (リアルタイムの情報提供、協力需要家への優遇措置の導入)</li> </ul> <p>例えば、需要家の使用電力量の推移等をホームページ上で閲覧可能にすること、需要家が設定した最大使用電力を超過した場合に通知を行うこと、電力逼迫時等に電気事業者側からの要請に応じ、電力の使用抑制に協力した需要家に対して電力料金の優遇を行う等があげられ</p>  |



る。なお、本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・節電に関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。

参加資格認定通知書

平成 年 月 日

〇〇〇〇  
〇〇 〇〇 殿

独立行政法人国立青少年教育振興機構  
契約責任者 理 事 小 熊 浩

平成30年10月19日に公告した「国立能登青少年交流の家他1ヶ所で使用する電気」の参加資格審査において、下記のとおり認定したので、通知します。

記

|         |              |  |
|---------|--------------|--|
| 参加資格の有無 | 有（参加資格審査合格）  |  |
|         | 無（参加資格審査不合格） |  |
|         | 参加資格を無とした理由  |  |

<本件問合せ先>

管理部財務課調達管理室事業支援第二係

[TEL] 03-6407-7664

平成 年 月 日

**開 札 不 参 加 届**

独立行政法人国立青少年教育振興機構 御中

住 所  
会 社 名  
代表者氏名

印

件 名 国立能登青少年交流の家他1ヶ所で使用する電気

弊社は、上記入札書を提出しましたが、都合により開札(平成30年12月26日(水)10時～ 国立能登青少年交流の家 管理研修棟1階会議室)に立ち会うことができません。

なお、2回目以降の入札につきましては辞退しますので、よろしくお願い致します。

## 契 約 書 (案)

契約件名 国立能登青少年交流の家他 1 ヶ所で使用する電気  
(内訳)

①国立能登青少年交流の家

予定契約電力 230 kW

予定使用電力量 1,877,742 kWh

②国立立山青少年自然の家

予定契約電力 125 kW

予定使用電力量 1,487,808 kWh

契約金額 別紙のとおり

発注者 独立行政法人国立青少年教育振興機構 理事長 鈴木 みゆき 代理人 理事 小熊 浩 (以下「発注者」という。) と受注者 (以下「受注者」という。) との間において、上記「国立能登青少年交流の家他 1 ヶ所で使用する電気」(以下「電気」という。) について、上記の契約単価で次の条項によって需給契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

(電気の供給)

第 1 条 受注者は、別紙仕様書に基づき電気の供給をするものとする。

(契約期間)

第 2 条 本契約の契約期間は、平成 31 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日までとする。

(需要場所)

第 3 条 受注者が電気を供給する場所は、別紙のとおりとする。

(再委任の禁止)

第 4 条 受注者は、供給の処理を他人に委託し、又は請け負わせてならない。但し、書面により発注者の承諾を得たときはこの限りではない。なお、当該供給を再委託した場合であっても、受注者は発注者との関係において、その最終的責任を負わなければならない。

(使用電力量の増減)

第 5 条 発注者の使用電力量は、予定電力量を上回り、又は下回ることができる。

(契約電力)

第 6 条 各月の契約電力は、その 1 月の最大需要電力と前 11 月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。

(計量及び検査)

第 7 条 受注者は毎月使用電力量を計量 (計量した日を以下「計量日」とい

う。)、算定し、発注者の検査を受けなければならない。

(料金の算定)

第8条 料金の算定は1月(前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間をいう。)ごとに、その使用電力量等により行う。

(料金の請求及び支払)

第9条 受注者は、第8条に定めた検査終了後、別紙に基づき請求書を作成(円未満の端数切り捨て)し、各需要場所へ送付するものとする。

2 発注者は、前項の規定による適正な請求書を受領後、原則として30日以内に支払うものとする。

(消費税及び地方消費税)

第10条 消費税及び地方消費税の税率が変更された場合には、変更後の消費税率及び地方消費税率によるものとする。

(支払遅延利息)

第11条 発注者は、第9条の約定期間内に契約金額を受注者に支払わない場合は、約定期間満了の日の翌日から支払いをする日までの日数に応じ、契約金額に対し、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示により財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額を遅延利息として受注者に支払わなければならない。ただし、その金額に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

2 前項の場合において、約定期間内に支払わないことが、天災地変等発注者の責に帰すことのできない事由によるときは、当該事由の継続する期間は遅延利息の算定日数に算入しないものとする。

(事情変更)

第12条 発注者及び受注者は、本契約締結後、経済情勢の変動、天災地変、法令の制定又は改廃その他著しい事情の変更により、本契約に定める条件が不相当となったと認められる場合には、発注者受注者協議の上、本契約の全部又は一部を変更することができる。

2 前項の場合において、本契約の全部又は一部を変更する必要があるときは、発注者受注者協議の上書面により定めるものとする。

(電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金)

第13条 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は、当該地域を管轄する一般送配電事業者が特定規模需要に対して定める標準供給条件(基本契約要綱)によるものとする。

(契約の解除)

第14条 発注者は、次の各号の一に該当する事由が生じたときは、契約を解除することができるものとする。

(1) 受注者が、正当な理由なく、この契約の全部又は一部を履行しないとき。

(2) この契約の履行について、受注者に不正・不当な行為があったとき。

- (3) 受注者がこの契約を履行する能力を失ったことが明らかに認められるとき。
- (4) 受注者が次のいずれかに該当するとき
- イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴力団対策法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
  - ロ 暴力団（暴力団対策法第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
  - ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
  - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
  - ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
  - ヘ 下請契約又は材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
  - ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
- (5) 前各号のほか、受注者がこの契約に違反したとき。
- (6) 発注者の都合により契約の解除の必要があるとき。
- 2 前項により契約を解除する場合には、(6) が生じたときは、発注者は受注者に対し契約解除の理由を記載した書面を解除しようとする1ヶ月前までに通知し、解約できるものとするが、(1) から(5) については、書面をもって通告することによって解除するものとする。
- 3 前第1項(1) から(5) が生じたときには、発注者は、別紙仕様書に基づき、契約の解除若しくは契約を解除せずに受注者が発注者に違約金を支払って継続できるものとする。
- 4 受注者は、倒産等業務の継続が困難な場合を除き、契約解除の通告を受けた月の翌月末日を限度として、次期受注者の契約期間開始日の前日まで本契約の業務を履行しなければならないものとする。

(契約保証金)

第15条 契約保証金は免除する。ただし、受注者がこの契約事項を履行しなかった場合は、契約金額（契約単価×予定数量）の10分の1に相当

する違約金を発注者に対し支払うものとする。

(損害賠償)

第16条 受注者又は発注者は、故意又は重大な過失によって相手方に損害を与えたときには、その損害を賠償しなければならない。但し、火災、天災、その他不可抗力など、受注者の責任に帰する事が困難な事由によって生じた損害については、この限りではない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第17条 受注者は、この契約に関して、次の各号の一に該当するときは、契約単価に予定数量を乗じた金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者が指定する期日までに支払わなければならない。

一 受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。（以下「独占禁止法」という。）第3条又は第19条の規定に違反し、又は受注者が構成員である事業団体が同法第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者又は受注者が構成員である事業者団体に対して、同法第49条第1項に規定する排除措置命令又は同法第50条第1項に規定する納付命令を行い、当該命令又は同法第66条第4項の審決が確定したとき。ただし、受注者が同法第19条の規定に違反した場合であって当該違約行為が同法第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会公示第15号）第6項に規定する不当廉売の場合など発注者に金銭的損害が生じない行為として、受注者がこれを証明し、その証明を発注者が認めたときは、この限りでない。

二 公正取引委員会が、受注者に対して独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行なったとき。

三 受注者（受注者が法人の場合にあつては、その役員又は使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の3又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

3 受注者は、この契約に関して、第1項の各号の一に該当することとなった場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を発注者に提出しなければならない。

(秘密保持)

第18条 発注者及び受注者は、この契約に関連して知ることのできた契約相手方の知識又は情報その他の権利（法的利益を含む。）及び個人情報を、契約相手方より指示及び了承があつた場合を除いて、第三者に漏洩し、又は譲渡し、若しくは使用させてはならない。

このことは、契約解除後又は契約期間満了後においても同様とする。

(一般事項)

第19条 この契約についてのその他の一般的約定については、独立行政法人国立青少年教育振興機構会計規程及び契約事務取扱規則を遵守し、文部科学省が定めた発注工事請負等契約規則を準用するものとする。

(紛争の解決)

第20条 この契約について、発注者・受注者間に紛争が生じたときは、双方協議の上これを解決するものとする。

(裁判管轄)

第21条 この契約に関する訴えの管轄は、独立行政法人国立青少年教育振興機構本部の所在地を管轄区域とする東京地方裁判所とする。

(その他)

第22条 この契約に定めのない事項については、受注者が適用する電気需給約款（以下「約款等」という。）によるものとする。なお、契約書と約款等において相反する内容がある場合には、契約書を優先し、発注者・受注者はそれに従うものとする。

上記契約の成立を証するため、本契約書を2通作成し、発注者・受注者は次に記名押印の上、各1通を所持するものとする。

平成 年 月 日

|     |     |                   |
|-----|-----|-------------------|
| 発注者 | 住所  | 東京都渋谷区代々木神園町3番1号  |
|     | 氏名  | 独立行政法人国立青少年教育振興機構 |
|     |     | 理事長 鈴木 みゆき        |
|     | 代理人 | 理事 小熊 浩           |

|     |    |
|-----|----|
| 受注者 | 住所 |
|     | 氏名 |



別紙

①需要場所：国立能登青少年交流の家  
石川県羽咋柴垣町14-5-6

- (1) 予定契約電力 230 kW  
(2) 契約金額  
ア) 1ヶ月1kW基本料金 ○○○円/kW  
イ) 1ヶ月1kWh電力量料金(従量)  
○○時間 ○○.○○円/kWh  
△△時間 ○○.○○円/kWh

②需要場所：国立立山青少年自然の家  
富山県中新川郡立山芦峯寺字前谷1

- (1) 予定契約電力 125 kW  
(2) 契約金額  
ア) 1ヶ月1kW基本料金 ○○○円/kW  
イ) 1ヶ月1kWh電力量料金(従量)  
○○時間 ○○.○○円/kWh  
△△時間 ○○.○○円/kWh

- 1) 契約金額には、消費税及び地方消費税額を含む。  
なお、契約期間中に消費税及び地方消費税の税率が変更された場合には、上記金額も変更後の消費税率及び地方消費税率によるものとする。
- 2) 契約電力が500kWを超過した場合は、受注者が定める規定等又は当該地域を管轄する一般送配電事業者が定める標準供給条件(基本契約要綱)に基づき、発注者受注者協議により取り扱うものとする。
- 3) 受注者の発電費用等の変動により契約金額を改定する必要があるときは、発注者受注者協議の上契約金額を改定することができる。

# 仕 様 書

## 1. 件 名

国立能登青少年交流の家で使用する電気

## 2. 概 要

- (1) 需要場所 石川県羽咋市柴垣町14-5-6  
(2) 業種及び用途 青少年教育施設

## 3. 契約期間

平成31年4月1日0時 ～ 平成34年3月31日24時

## 4. 仕 様

- (1) 供給電気方式 交流三相3線式  
(2) 供給電圧(標準電圧) 6,000ボルト  
(3) 計量電圧(標準電圧) 6,000ボルト  
(4) 標準周波数 60ヘルツ  
(5) 受電方式 一回線受電方式  
(6) 蓄熱式負荷設備 有  
(7) 電化厨房負荷設備 有  
(8) 予定契約電力及び予定使用電力量  
1. 予定契約電力 230キロワット  
(ただし、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。)  
2. 予定使用電力量 1,877,742キロワット時  
(月別の予定使用電力量は、別紙のとおり)  
(9) 電力量等の検針  
・自動検針装置 有又は無(現在は無)  
・電力会社の検針方法 自動又は訪問検針(現在は訪問検針)  
(10) 需給地点  
北陸電力株式会社の5718タ0101号柱から引き込みした需要場所構内の発注者の第1柱第1支持点がいし負荷側の最初の電線接続点  
(11) 電気工作物の財産分界点  
(10) に同じ  
(12) 保安上の責任分界点  
(10) に同じ

## 5. その他

- (1) 力率は、契約期間中100パーセントを保持する予定。
- (2) フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は特に有していない。
- (3) 非常自家発電設備<内訳：42キロボルトアンペア1台>を有している。
- (4) 各月の電気料金の算定において、基本料金の力率割引又は割増、その他の要因による電力量料金の燃料費調整及び仕様書に定めのないその他の供給条件（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金等）については、当該地域を管轄する北陸電力株式会社が定める標準供給条件（基本契約要綱）によるものとする。
- (5) 料金その他を計算する場合の単位及びその端数処理は次のとおりとする。
  - ア. 契約電力及び最大需要電力の単位は、1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。
  - イ. 使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。
  - ウ. 力率の単位は、1パーセントとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。
  - エ. 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。
  - オ. 消費税額及び地方消費税額の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。

## 6. 補足事項

- (1) 入札書に記載する金額の算定に当たっては、力率割引又は割増、発電費用等に係る燃料価格変動の調整額及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこととする。
- (2) この仕様書に定めのない事項については、受注者が適用する電気需給約款（以下「約款」という。）によるものとする。

なお、仕様書と約款において相反する内容がある場合には、仕様書を優先し、発注者・受注者はそれに従うものとする。

年間予定使用電力量等

国立能登青少年交流の家

|        | 予定使用電力量<br>単位 (kWh) |         |           | (再掲)<br>蓄熱設備<br>使用電力量<br>単位 (kWh) | (再掲)<br>電化厨房<br>使用電力量<br>単位 (kWh) | 最大需要電力<br>(参考)<br>単位 (kW) | 供給電圧<br>(標準電圧)   |
|--------|---------------------|---------|-----------|-----------------------------------|-----------------------------------|---------------------------|------------------|
|        | ピーク時間               | 昼間      | 夜間        |                                   |                                   |                           | 6,000 V          |
| 4月     | 0                   | 28,620  | 24,012    | 1,979                             | 3,348                             | 152                       | 標準周波数<br>60 H z  |
| 5月     | 0                   | 19,200  | 22,224    | 1,915                             | 3,368                             | 123                       | 予定契約電力<br>230 kW |
| 6月     | 0                   | 28,704  | 18,564    | 1,465                             | 3,275                             | 130                       | 力率 (予定)<br>100 % |
| 7月     | 8,820               | 35,352  | 33,114    | 1,702                             | 3,080                             | 217                       |                  |
| 8月     | 10,902              | 44,694  | 38,538    | 1,648                             | 3,523                             | 230                       |                  |
| 9月     | 7,944               | 26,976  | 26,802    | 1,270                             | 3,317                             | 203                       |                  |
| 10月    | 0                   | 20,466  | 21,450    | 1,566                             | 2,606                             | 158                       |                  |
| 11月    | 0                   | 19,938  | 19,416    | 1,515                             | 2,163                             | 187                       |                  |
| 12月    | 0                   | 18,282  | 18,348    | 1,365                             | 1,164                             | 143                       |                  |
| 1月     | 0                   | 18,432  | 22,668    | 1,513                             | 1,545                             | 162                       |                  |
| 2月     | 0                   | 22,710  | 21,792    | 1,327                             | 1,638                             | 175                       |                  |
| 3月     | 0                   | 25,866  | 22,080    | 1,604                             | 2,215                             | 166                       |                  |
| 計      | 27,666              | 309,240 | 289,008   | 18,869                            | 31,242                            |                           |                  |
| 合計     |                     |         | 625,914   |                                   |                                   |                           |                  |
| 契約期間合計 |                     |         | 1,877,742 |                                   |                                   |                           |                  |

※上記の数値は、直近の実績を基に記載したのもであるため、将来の数値を示したものでないことに留意すること。

# 仕 様 書

## 1. 件 名

国立立山青少年自然の家で使用する電気

## 2. 概 要

- (1) 需要場所 富山県中新川郡立山町芦峯寺字前谷 1  
(2) 業種及び用途 青少年教育施設

## 3. 契約期間

平成31年4月1日0時 ～ 平成34年3月31日24時

## 4. 仕 様

- (1) 供給電気方式 交流三相3線式  
(2) 供給電圧(標準電圧) 6,000ボルト  
(3) 計量電圧(標準電圧) 6,000ボルト  
(4) 標準周波数 60ヘルツ  
(5) 受電方式 一回線受電方式  
(6) 電化厨房負荷設備 有  
(7) 予定契約電力及び予定使用電力量  
1. 予定契約電力 125キロワット  
(ただし、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。)  
2. 予定使用電力量 1,487,808キロワット時  
(月別の予定使用電力量は、別紙のとおり)  
(8) 電力量等の検針  
・自動検針装置 有又は無(現在は無)  
・電力会社の検針方法 自動又は訪問検針(現在は訪問検針)  
(9) 需給地点  
北陸電力株式会社の0751ミ1300号柱から引き込みした需要場所構内の発注者の第1柱第1支持点がいし負荷側の最初の電線接続点  
(10) 電気工作物の財産分界点  
(9)に同じ  
(11) 保安上の責任分界点  
(9)に同じ

## 5. その他

- (1) 力率は、契約期間中100パーセントを保持する予定。

- (2) フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は特に有していない。
- (3) 常用（非常用）自家発電設備＜内訳：200キロボルトアンペア1台＞を有している。
- (4) 各月の電気料金の算定において、基本料金の力率割引又は割増、その他の要因による電力量料金の燃料費調整及び仕様書に定めのないその他の供給条件（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金等）については、当該地域を管轄する北陸電力株式会社が定める標準供給条件（基本契約要綱）によるものとする。
- (5) 料金その他を計算する場合の単位及びその端数処理は次のとおりとする。
  - ア．契約電力及び最大需要電力の単位は、1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。
  - イ．使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。
  - ウ．力率の単位は、1パーセントとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。
  - エ．料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。
  - オ．消費税額及び地方消費税額の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。

## 6. 補足事項

- (1) 入札書に記載する金額の算定に当たっては、力率割引又は割増、発電費用等に係る燃料価格変動の調整額及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこととする。
- (2) この仕様書に定めのない事項については、受注者が適用する電気需給約款（以下「約款」という。）によるものとする。
  - なお、仕様書と約款において相反する内容がある場合には、仕様書を優先し、発注者・受注者はそれに従うものとする。

## 年間予定使用電力量等

## 国立立山青少年自然の家

|        | 予定使用電力量<br>単位 (kWh) |         |           | 電化厨房<br>使用電力量<br>単位 (kWh) | 最大需要電力<br>(参考)<br>単位 (kW) | 供給電圧<br>(標準電圧)<br>6,000 V |
|--------|---------------------|---------|-----------|---------------------------|---------------------------|---------------------------|
|        | ピーク時間               | 昼間      | 夜間        |                           |                           |                           |
| 4月     |                     | 19,884  | 16,410    | 1,627                     | 109                       |                           |
| 5月     |                     | 19,962  | 19,614    | 2,235                     | 91                        |                           |
| 6月     |                     | 25,608  | 16,056    | 2,390                     | 106                       |                           |
| 7月     | 5,214               | 18,960  | 18,810    | 1,916                     | 106                       |                           |
| 8月     | 6,330               | 22,524  | 20,796    | 2,245                     | 122                       |                           |
| 9月     | 5,010               | 18,174  | 19,230    | 1,947                     | 99                        |                           |
| 10月    |                     | 21,894  | 17,970    | 1,411                     | 105                       |                           |
| 11月    |                     | 18,900  | 16,704    | 1,051                     | 96                        |                           |
| 12月    |                     | 16,236  | 16,032    | 505                       | 116                       |                           |
| 1月     |                     | 24,624  | 23,046    | 1,360                     | 148                       |                           |
| 2月     |                     | 25,512  | 22,884    | 1,277                     | 147                       |                           |
| 3月     |                     | 21,708  | 17,844    | 1,082                     | 122                       |                           |
| 計      | 16,554              | 253,986 | 225,396   | 19,046                    |                           |                           |
| 合計     |                     |         | 495,936   |                           |                           |                           |
| 契約期間合計 |                     |         | 1,487,808 |                           |                           |                           |

※上記の数値は、直近の実績を基に記載したのものであるため、将来の数値を示したものでないことに留意すること。

※平成30年3月末にデマンド装置を設置したため、予定契約電力は125kWとしている。